



社協 だより ONAGAWA

2018年11月4日（日）女川町まちなか交流館で「住民フォーラム2018女川編～在宅ケアってどんなこと？」（主催：宮城県東部保健福祉事務所）が行われました。

「在宅ケア」とは、がんなど病気で終末期を迎えても、在宅で生活の質を維持しながら暮らしていくためのケアのこと。

第一部の講演では医師・ヘルパー・家族を看取った当事者が、三者それぞれの立場で在宅ケアについての思いを語りました。

第二部の寸劇は「太郎と花子のなんとかなるさ」と題して、主に女川町内の医療福祉関係者が自らの在宅ケアをサポートする役割を演じました。

第三部は参加者のみなさんと関係者が一緒になって意見交換を行い、在宅ケアについて語り合いました。

自宅で暮らしたいという思いを支えるために在宅ケアがあり、たずさわる医療福祉関係者の熱意と住民のみなさんの思いが交じり合って、「在宅ケアっていいな」「なんとかなるんだな」と希望を感じさせてくれる心温まる住民フォーラムでした。



《在宅ケア》 自宅で暮らしたい を支えるために

12

DECEMBER. 2018

ご存知ですか

「成年後見制度（せいねんこうけんせいど）」

「どんな制度なの？」

「成年後見制度」は精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助する人を付けてもらう制度です。

この制度は、精神上の障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会を作るというもの）の理念をその趣旨としています。

「成年後見の種類は？」

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見、保佐、補助の3つに分けることができます。任意後見制度は契約によってあらかじめ「自分がこういう状況になったときには、この人にこういう権限を与える」という内容を定めておく方法のことです。

法 定 後 見	任 意 後 見
判断能力が 衰えた後 後見／保佐／補助	判断能力が 衰える前
法定後見制度は既に精神上の障害がある場合に利用でき、その障害の程度によって後見、保佐、補助に分けられます。	将来のために自分を援助してくれる人や、援助してくれる内容を あらかじめ決めておくことができます。

区分	本人の判断能力	援助者(※1)とその権限
こうけん 後見	全くない	成年後見人 財産管理についての 全般的な代理権、取消権 (日常生活に関する行為を除く。)
ほさ 保佐	著しく 不十分	保佐人 特定の事項(※2)に ついての同意権、取消権
ほじょ 補助	不十分	補助人 申立てにより、特定の事 項(※2)の一部についての 同意権、取消権が与えら れる。

法定後見制度

※1.「援助者」には、必要に応じて複数の人や法人を選任することもあります。

※2. 民法13条1項に掲げられる、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などをいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

・このほか、保佐人と補助人には家庭裁判所への申立てにより、与えられる権限があります。

任意後見

・本人に十分な判断能力があるうちに、自分が選んだ代理人に、生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結ぶ。

・契約は、公証人の作成する公正証書によって結ばれる。

・効力は、申立てに応じて家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときに生じる。

「この制度、みんなはどんなきっかけで利用しているの？」

圧倒的に多いのは預貯金の管理ですが、施設入所等に係る手続きや身上監護、不動産の処分など様々なケースで利用されています。

「開始までの流れは？」 ※約2～3か月程度かかります。

- 1 家庭裁判所への申し立て
- 2 家庭裁判所の調査官による事実の調査
※申立人、本人、成年後見人（保佐人、補助人）候補者が家庭裁判所に呼ばれて事情を聞かれます。
- 3 精神鑑定
※実際に精神鑑定がおこなわれるのは稀で、申立て全体の約1割に過ぎません
- 4 審 判
※申立書に記載した成年後見人（保佐人、補助人）候補者がそのまま選任されることが多いですが、場合によっては家庭裁判所の判断によって弁護士や司法書士等が選任されることもあります。
- 5 審判の告知と通知
※裁判所から審判書謄本をもらいます。
- 6 法定後見開始

ボランティアセンターだより12月号

■ボランティアを依頼する場合の流れと実例■

ボランティアの依頼（ボランティアを頼みたい）場合にどのようにすればよいのか、実際にあったケースをもとに紹介いたします。ボランティアを依頼する場合の参考にして下さい。

例①「庭の草取り」

依頼主：一人暮らしの高齢者

依頼内容：自力で出来ないので、庭の草取りをしてほしい

対応：身体的に自力で出来ず、親族に頼むことも難しいケースだったため近くに住んでいる登録ボランティアに数名集まっていただき、草取りを行った。草刈り機が必要なケースでは、登録者の中で草刈り機の取り扱いが出来る方に来ていただいた。



例②「芸能の披露」

依頼主：区長

依頼内容：地区の行事に芸能団体を呼んでほしい

対応：歌・踊り等、希望する内容と日程・出演時間を聞き、女川町内の芸能団体の代表に電話連絡して、応じていただける団体を探した。会場まで移動手段のない団体には出来る範囲で依頼元へ送迎をお願いした。



例③「料理教室の託児」

依頼主：子育てママのサークルの会員

依頼内容：料理教室を行う際に、別室で子どもを見守ってほしい

対応：託児ボランティアの登録者の中から応じていただける方を探して、数名派遣した。見守る子どもの人数・年齢により、託児に必要な人数が変わる。子どもを遊ばせる遊具も必要で、貸し出し遊具を所有している子育て支援団体に応援を頼む場合もある。



例④「家具の移動と処分」

依頼主：一人暮らしの障がい者

依頼内容：不要な家具を処分してほしい

対応：テーブルが壊れたため、二階のテーブルと入れ替えして、壊れたほうは粗大ごみに出してほしいとのこと。障がいがあり、自力で出来ず、登録ボランティアでもある区長に相談したところ、当日もう一人応援を呼んで対応いただいた。



例⑤「麻雀の相手」

依頼主：高齢者施設の職員

依頼内容：デイサービスで麻雀希望者の相手を3人探してほしい

対応：ボランティア登録者に一人だけ麻雀が打てる方がいたが、あと二人足りず、ボランティアセンターだよりに掲載記事を掲載した。掲載後すぐに数人から応募があり、三人の麻雀ボランティアを派遣することが出来た。



ボランティアして欲しい人

ボランティアに頼みたいことがあれば、まずは気軽にご相談下さい。また、ボランティアで対応できないようなことでも、様々な専門機関にお繋ぎすることで、解消できる場合もありますので、まずはご相談を！

ボランティアできる人

ボランティアしても良い、してみたい、やりたい、という方はぜひボランティアにご登録ください。できる範囲で活動できますので、誰もが住みやすい町づくりにボランティア登録で是非ご協力下さい。

土日無料法律相談

法テラスでは、土日に無料法律相談を実施します。
平日に相談が困難な方は是非ご利用ください。

住宅ローン、アパートなどの賃貸借、抵当権、解雇
や給与、夫婦や男女間問題、借金の支払、交通事故など
法的トラブルについて弁護士に相談してみませんか。

土日相談実施日時
9日(土)・22日(日) 10時～16時

場所：法テラス東松島

(東松島市矢本字大溜1-1 コミュニティセンター西側)
※お住まいの場所に関係なくどなたでも無料で相談で
きます。

※事前予約の方が優先となります。

予約・問合せ先 法テラス東松島

TEL **050-3383-0009**

(受付：平日9時～17時／相談：平日10時～16時)

女川高等学園カフェ開店情報

女川高等学園敷地内の白亜館にて、生徒たちによる
カフェが行われています。生徒たちの実習を兼ねて、
一般開放されていますので、ぜひみなさんお誘い合
わせのうえ、営業日時にお越し下さい。

コーヒー・紅茶等、飲み物や焼き菓子・シフォンケ
ーキあります！

営業日時：12月14日(金)

10時～11時30分



居心地良い
学園カフェで
くつろぎの
ひとときを…



福祉フォーラム2018 ～ごちゃまぜの会～ 開催します！

「ごちゃまぜ」に多様な人々が集い、お互いの違い
と強み・弱みを認め合い、誰もが安心して過ごすこ
とのできる共生社会を会場内に創造します。

みなさんぜひお越しください！

日時：2019年2月23日(土) 10時～14時

場所：女川町まちなか交流館

内容：開会宣言「ふくしとは何か」

ステージ発表(芸能・スピーチ等)

出展(販売・体験・子供向けコーナー)

展示(絵・写真等)

主催：女川町社会福祉協議会

ゆぼっぼ健康講話 『何でも健康相談会』

日時 **12月18日(火) 16:00～17:00**

場所 **ゆぼっぼ2階休憩室**

毎月第3火曜日は、女川町地域医療センター医師が
健康に関する相談に応じます。

当日は、健康相談会にお越しください

入浴料500円→250円 とお得に入浴できます。

みなさん、ぜひお誘いあわせのうえお越しください。

女川温泉ゆぼっぼ TEL.0225-50-2683

(営業時間：9:00～21:00)

※町民バス回数券フロントにて好評発売中！

健康・脳トレ・笑い・地域力

健康教室 ふまねっと運動

《参加者募集》



「ふまねっと」とは、50センチ四方の「あみ」
をふまないように歩く簡単な運動です！！ど
なたでもご参加いただけます。動きやすい服装で
来てください。運動のあとは皆で楽しくお茶っ
こをします。

場所 女川町まちなか交流館多目的室A

日程 12月14日(金) 10時～12時

参加費 100円

申込み NPO法人ぱんぷきんふれあい会

☎0225-53-5331

(担当：菅原・高橋)

※この活動は平成30年度みやぎ地域復興支援
金の助成を受けて行っています。

皆様の善意に感謝申し上げます

皆様から頂く寄付金は、広報紙の発行や小中学校で行う福祉学習、ボランティアセンター事業や生活困窮者への支援などに充当させていただいております。

今後とも、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

寄附金（敬称略）（10月11日～11月10日受付分）

行政区	氏 名	金 額
商業街区	女川町商工会工業部会	25,603
浦宿一	阿 部 恵 子	20,000
東京都	(株) ブ リ ッ ジ	25,000

「匂い袋」を作ってみませんか

「匂い袋」とは、丁字（ちょうじ）・麝香（じゃこう）・白檀（びやくだん）などの香料を入れた詰めた布袋のことで、日本では奈良時代から使われています。

携行して香りを楽しむ他、衣類や文書とともに保管して虫よけとして用いるなど使い方は様々です。

今回も、毎年御支援いただいている「全国日蓮宗青年会」の方々にご指導いただき、「匂い袋」づくりに挑戦します。ぜひ、みなさんご参加下さい。

日 時 1月22日（火）午後1時30分から

場 所 女川町地域福祉センター

参加費 1,000円

申込み 1月11日（金）まで女川町社協へ申込下さい。



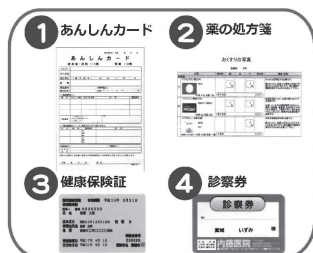
備えていますか?! 救急医療情報キット

もし、救急車が来たときあなたは飲んでいるお薬やかかりつけ病院の情報を救急隊の方に伝えることができますか？

救急車を呼ぶときは、たいてい体調が優れない時や動けないとき、意識のない時が多く、それら情報を的確に伝えることは難しい状況にあります。そこで、本会では下記の対象となる方に「救急医療情報キット」を配布しています。

情報キットは、プラスチックの筒状のものです。

なかには、①あんしんカード、②薬の処方箋、③その他必要と思われるものを保管しておきます。

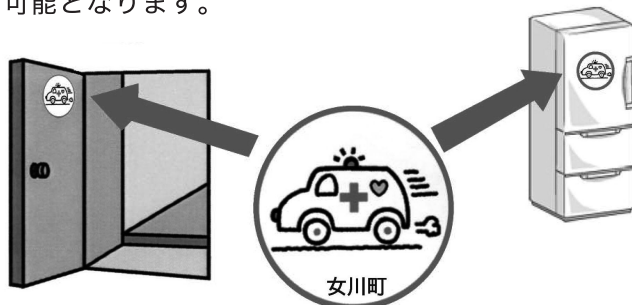


①あんしんカード
(同封されています)
②薬の処方箋 ③健康保険証
④病院の診察券
(②～④は各自で準備)

保管場所はわかりやすい場所で「冷蔵庫」の中！

この情報キットは、冷蔵庫の中で保管します。まず、玄関にステッカーを貼ります。これはこの家に情報キットが備えてあるということを知らせるためです。(防犯上、玄関の内側に貼ることをおすすめします。)

次に、冷蔵庫にも同じようにステッカーを貼ります。すると救急隊が到着した際に、冷蔵庫の中から情報キットを取り出し、その情報をもとに迅速な対応が可能となります。



対象としている方は、①65歳以上の一人暮らしの方、②65歳以上の二人暮らしの方、③障がいをお持ちの方 ◎身体（手帳1級・2級） ◎知的（療育手帳A・B） ◎精神（精神保健手帳1級）の方に無料でお配りしています。対象となられない方でも、ご希望の方は本会までお問合せください。

お申込み方法 希望される方は、本会へ直接か地域の担当民生委員さんへお声がけください。

申込み・問合せ **女川町社会福祉協議会 TEL 53-4333**

12月の介護予防「地域遊びリレーション・ふまねっと」

実施内容については 地域遊びリレーション ☐ ・ふまねっと ☒ となります。

地 区	日 時	地 区	日 時	地 区	日 時
大 沢	10日 13:30	上 四	お休み	石 浜	3日 9:30
浦 宿 一	お休み	上 五	3日 13:30	大 原 南	19日 9:30
浦 宿 二	お休み	西	25日 13:30	女 川 南	17日 9:30
浦 宿 三	お休み	運動公園住宅	7日 9:30	女 川 北	11日 9:30
針 浜	17日 13:30	清 水	お休み		
旭 が 丘	20日 9:30	小 乗	10日 9:30		
上 三	26日 13:30	宮 ヶ 崎	17日 9:30		